

第7回 須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会 議事録（要旨）

【日時】 2023年6月6日（火）14時から15時30分

【場所】 須坂市役所本庁舎3階 305会議室

【参加者】

〔出席委員〕： 土本俊和委員、梅干野成央委員、松田昌洋委員、佐倉弘祐委員、和田勝委員、吉澤政己委員、吉澤まゆみ委員、小林裕委員、小林義則委員、田子修一委員、小林文夫委員、飯塚芳士委員

〔欠席委員〕： 後藤治委員、中野博勝委員

〔事務局〕： 滝澤社会共創部長、峯村文化スポーツ課長、村石まちづくり担当課長、寺沢重伝建推進係長、小西重伝建推進係主任技師、滝沢まちづくり産業調整専門官

〔オブザーバー〕： 長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 市川格指導主事

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ (資料1) 第6回保存審議会後に提出されたご質問・ご意見と事務局回答
- ・ (資料2) 保存活用計画案
- ・ (資料3) 修理修景基準ガイドライン案
- ・ (資料4) 須坂の町並みだより No.20
- ・ (資料5) 補助金交付要綱案

(当日配布資料)

- ・ 会議内容に対する意見記入用紙
- ・ 座席表

【会議状況】

1 開 会（滝澤部長）

2 会長あいさつ（土本会長）

3 議事

(1) 第6回会議後に提出いただいた質問・意見について（峯村課長）

資料1に基づき、事務局より説明。

これに対し、委員より次の意見があった。

委員：芝宮のことが出てきたが、指定範囲の中にはほかにもお寺さんなどがいくつか含まれているかと思う。質問の項目にもあったが、宗教に絡むことについては慎重にしたほうがよいのではないか。

事務局：芝宮以外にも地区内には宗教関係の施設がある。それらも伝統的建造物である場合には特定物件の対象として所有者などに依頼をしているところ。宗教関係となると

行政と宗教の関係もあるので慎重な対応は進めたいと思うが、地区の皆様のご意向を踏まえてこの制度を活用して、地区で保存活用をしていただければ対象とする対応を考えていきたい。扱いについては慎重に対応していきたい。

(2) 保存活用計画案について（峯村課長）

資料2 保存活用計画案について説明。

これに対し、委員より次の意見があった。

委員：「雁木」というのは信州や新潟にみられ、上越高田や飯山の雁木を思い出すが、須坂では史料で「雁木」という言葉がみられるのか。

委員：いくつかの史料で「雁木」と使われていたと記憶している。例えば、建物台帳においても下屋の部分に「雁木」とある。ただし、「雁木」というと街道に面した吹き放ちの下屋をイメージするが、建物台帳では建物の裏側、屋敷の奥の下屋にも「雁木」の表現がみられたため、解釈は難しい。おそらく明治期にさかのぼって「雁木」という言葉が使われていたのは間違いない。

委員：その場合に、上越高田や飯山と紛れないように。同類のようなイメージが広がらないように研究して限定的に用いるとか注釈を入れるとかすべき。

委員：史料によっては「雁木」ではなく「雁居」を当てているものがある。建築の規制に関する史料で江戸時代末期のものかと思う。その言葉と「雁木」が同一なのか、この地域では「雁木」なのか「雁居」なのかも含めて研究が必要。

委員：時間的制約もあるかと思うが適切な表現を求めてほしい。

(3) 修理修景基準ガイドライン案について（小西主任技師）

資料3 修理修景基準ガイドライン案について事務局から説明。

これに対し、委員より次の意見があった。

委員：11 ページの敷地の図において、主屋と店舗を撞木状に書き、門は脇門として外通路もわかるように。また2 ページの間取りの図は隣地境界線や脇門、外通路などもわかるように修正を。

事務局：修正したい。

委員：12 ページの外部意匠一屋根の項目に撞木造の説明があったほうが良い。須坂の町の特徴として撞木造というものを改めてここで説明していただきたい。

2 ページの間取り図については、具体事例となっているのでデフォルメし、一般的に示すべきかと思う。

5 ページの地区の特徴について、形式という項目に土蔵造、撞木造、外通路、雁木の4つが入っているが、この表現が難しい。ここで示しているのは須坂の代表的なイメージを構成する要素であるが、形式ではない。一般的な須坂の町並みといえば、土蔵造+撞木造+外通路+雁木なのだろうと。本来多様であるが1つのイメージをここで示すべきか。ただ示さないと一般には伝わりにくい。

事務局：間取りの図は調査報告書の図を引用しているためデフォルメ化して修正したい。5

ページの形式のところはうまい表現が見つからない状況。表現を検討したい。

委員：12 ページにも撞木造の解説を入れるべきでは。そうすると立面で見せるには難しい部分もあるのでアイソメのような形で立体的に表現すると良いと思う。一方で、切妻造と寄棟造をお願いしますと言っているが、入母屋などほかの屋根も並んでいて結局どれがおすすめされているのかわからない。屋根以外の表現も統一されていて並列されているのでどれでもいいのかという風にも見えるので工夫が必要かと思う。5 ページのところ、屋根の板葺きのところに現在は金属板葺きで金属板が出ているが、現存する板葺きの写真が載せられないか。また2 ページの写真も長屋をイメージしたものかと思うが、やむを得ないかもしれないが屋根が全面に出てきている感じでこの屋根が伝統的意匠ととらえられかねない。写真をもう少し選定してほしい。

事務局：12 ページの屋根の項目について、表現については撞木造の記載と合わせて検討したい。また、陸屋根、片流れ屋根、差し掛け屋根は基本的に採用していただかない、寄棟造や入母屋造は検討できる形式の一つとしている。一般的な形式は切妻造なので切妻造を推奨する表現でとどまっている。入母屋造や寄棟造を並列で書いてしまうと、万が一それらばかりになってしまうと須坂の伝統的な町並みとは言えなくなるのではと考えている。

2 ページと5 ページの金属板葺きについては、板葺きの現存事例が思いつかない状況。こういった写真が適切か検討したい。

委員：瓦葺きについて、セメント瓦の建物も残っていて保存状態も良く見た目がきれいなものがある。それらが特定物件に入っているかはわからないが検討課題か。

事務局：セメント瓦は須坂の伝統的な町並みで設定している時代と少しずれている部分がある。残りの良いもの、町並みと調和しているものの扱いについては検討したい。

委員：セメント瓦は石綿の問題もあるので無理しないほうが良いかと思う。

13 ページ下、写真を見ると撞木の奥側の家の方が高いので千鳥破風のようにして屋根の上に二等辺三角形が出てくる。こちら側の棟飾りは立派なものを使い、反対側は簡素なものを使っている。千鳥破風を見せているのも特徴かと思うので、先ほどのご意見のとおりアクソメなどで表現するのが良いかと思う。

委員：小田切家の時もこの問題が出たが、なかなか残っている建物も少ない。この建物は通りに面してあってよく見えるもので撞木の一つの形かと思う。

委員：撞木に関するページが膨らみそうではあるが、コンパクトに書いてほしい。

委員：16 ページ、許可のところは工作物が入っていない。

事務局：修正したい。

委員：17 ページ共通のガイドラインに修景・許可の際は、とあるが修理も含まれるか。

事務局：修理も含まれるが、修理の際は格子など建物固有の特性を維持するのが第一となり、痕跡などの確認が難しい場合にガイドラインを参考にさせていただくため、基本的には修景・許可の際の参考として考えている。

委員：その下のところでは伝統的建造物、特定物件の修理の話があるので整理していただきたい。

委員：15ページの基準の高さは13m以下となっているが11ページの高さ、軒高は10m程度までとなっている。どちらが良いのか。

事務局：検証が足りていない部分ではあるが、現行の景観計画などを参考に記載している。整合を図りながら検証して修正したい。

委員：まゆぐらは何mか、確認していただきたい。

(4) 同意取りの進捗状況について（寺沢補佐）

資料4 須坂の町並みだより No. 20 について事務局から説明。

特段の意見なし。

(5) 補助金交付要綱案について（寺沢補佐）

資料5 補助金交付要綱案について事務局から説明。

これに対し、委員より次の意見があった。

委員：土蔵造などの修理について、2か年や3か年かけて修理することが出てくるかと思うが、その場合年度ごとの事業だが3年かかるとトータルで2,000万円の補助なのか、それとも年度ごとの補助なのか。

事務局：他市事例も参考にし、1年目終わった分で上限2,000万円、2年目で終わった分で上限2,000万円ということで、年度ごとの補助で考えている。

事務局：補助上限は書いているが補助下限額を設けるか検討している。他市町村の要綱や須坂市のほかの補助要綱等にも記載はないが、内部規定などで下限額を設けて事務処理をしている。軽微な修繕など低い金額のものも補助を出せるとなると須坂市だけでなく国や県の財源も絡んでくることから、事務処理が煩雑化し、時間と手間を要するものになってしまうので内部規定を設けていきたい。下限額をいくらにするのかについては他市町村の事例や須坂市の上限額等の内容を踏まえながら検討したい。

委員：小規模なものは別の補助金交付要綱を設け、例えば屋根の塗装や壁の一部補修など、伝建の良いところを見せるためには、却下するより何か救える補助制度を設けておくのも大事。この場合市の単独事業として小規模修理などについてはそちらを適用する。金額がわずかでもこういうのが伝建だと多くの人に広まれば賛成を多く巻き込める。昭和の話だが奈良井宿では屋根の塗装などもやっていただき国庫補助事業に入れた。1年で15件程度行ったこともあったが、制度が最初の頃だったからできた。趣旨としては大勢の人に知ってもらうため。その辺はまた検討していただきたい。

委員：芝宮の関係の話が出たが、資料1の5ページの一番下に伝建範囲内の特定物件候補として制度を活用して、とあるがこれはほかに何か良い制度があるということか。

事務局：別の制度があるというわけではなく、伝建制度を活用いただき、例えば補助金を活用していただき、地域の方々に愛される施設としていただきたい。宗教施設も管理

をされている方がいらっしゃるので、制度説明をさせていただき、特定物件としてご同意をいただいたうえで補助金制度を活用していただきたい。

委員：ほかの都市では宗教的な建物でも国の制度、補助金を受けて直すというケースがあると思う。宗教施設として難しい部分もあるとは思うが、伝統的建造物になる資格も十分にある建物かと思うし、この伝建地区の核となる建物でもあると思う。

事務局：建物として歴史的価値はあるということで、特定物件の候補としてご説明に伺っているところ。特定物件として登録させていただき、保存活用をしていただきたいと市としても考えている。

政教分離ということで、宗教信仰の自由があるので、建物の外観、歴史的風致を守るといふ部分のところでご説明し、ご同意をいただき、補助制度も活用しながら守っていただきたいと考えている。

(6) 次回委員会の開催について（峯村課長）

事務局：今回の審議会で現任期中の審議は最終となる。2021年の第1回審議会から7回にわたり2年間、保存地区の保存活用などについて調査研究いただきありがとうございました。次回審議会は9月下旬から10月上旬で予定している。8月1日からは新しい任期の委員となるが、個別にご相談させていただく。

委員：モルタルにアスベストが入っていて大きな問題となったことがある。特に修景の際など、塀やモルタルの入った建物はアスベストが入っている可能性がある。調査する必要も出てくるので頭に入れておいていただき、検討いただきたい。

委員：6月18日、日曜日の昼間に説明会と空き家問題の話ということでまちづくりセミナーを開催する。歴史的建物を持っている方、その次の世代、また市外の方も含めてこのような町並みに興味のある方にご参加いただき、どのようにして後世に繋げていくか、また空き家問題についても学んでいただければと思う。

長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事より以下の次のとおり助言があった。

長野県：昨年度から何度か出席させていただいているが、徐々に重伝建に向けての機運が盛り上がってきているという風を感じる。重伝建は生きた文化財と言われるが、そこに暮らしが息づいている中でどうやって次に繋げていくかということで熱心に議論いただいた。今の世代、それから将来世代にもこの町の価値というものが続いていく、そんな取り組みになればよいと心から思う。

4 その他

委員よりの質疑・発言等なし。

5 閉会